
令和 6 年 2 月

砺波市議会定例会議案

令和 6 年 2 月 2 9 日

砺波市議会 2 月定例会

令和6年2月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第2号	令和6年度砺波市一般会計予算	1
2	議案第3号	令和6年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算	8
3	議案第4号	令和6年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算	11
4	議案第5号	令和6年度砺波市霊苑事業特別会計予算	13
5	議案第6号	令和6年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算	15
6	議案第7号	令和6年度砺波市水道事業会計予算	18
7	議案第8号	令和6年度砺波市工業用水道事業会計予算	20
8	議案第9号	令和6年度砺波市下水道事業会計予算	22
9	議案第10号	令和6年度砺波市病院事業会計予算	24
10	議案第11号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例の制定について	27
11	議案第12号	砺波市職員の給与に関する条例の一部改正について	29
12	議案第13号	砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて	30
13	議案第14号	砺波市公民館条例の一部改正について	31
14	議案第15号	砺波市水道事業給水条例の一部改正について	32
15	議案第16号	砺波市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部改正について	33
16	議案第17号	砺波市立幼稚園条例の廃止について	34
17	議案第18号	工事請負契約の締結について	35
18	議案第19号	辺地に係る総合整備計画の変更について	36
19	議案第20号	市道路線の認定及び廃止について	38

議案第2号

令和6年度砺波市一般会計予算

令和6年度砺波市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,444,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和6年2月29日 提出

砺波市長 夏野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		6,852,000
	1 市 民 税	2,912,919
	2 固 定 資 産 税	3,381,732
	3 軽 自 動 車 税	187,349
	4 市 た ば こ 税	348,000
	5 入 湯 税	22,000
2 地 方 譲 与 税		255,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	52,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	187,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	16,500
3 利 子 割 交 付 金		2,200
	1 利 子 割 交 付 金	2,200
4 配 当 割 交 付 金		38,000
	1 配 当 割 交 付 金	38,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		40,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	40,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		113,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	113,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,008,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,008,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		11,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	11,000
9 地 方 特 例 交 付 金		267,600
	1 地 方 特 例 交 付 金	263,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	4,600
10 地 方 交 付 税		5,420,000
	1 地 方 交 付 税	5,420,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		13,366
	1 分 担 金	1

	2 負 担 金	13,365
13 使用料及び手数料		408,586
	1 使 用 料	224,333
	2 手 数 料	184,253
14 国庫支出金		2,488,560
	1 国庫負担金	1,739,693
	2 国庫補助金	740,645
	3 委 託 金	8,222
15 県支出金		1,533,194
	1 県 負 担 金	777,536
	2 県 補 助 金	638,527
	3 委 託 金	117,131
16 財産収入		118,377
	1 財産運用収入	22,426
	2 財産売却収入	95,951
17 寄附金		60,029
	1 寄 附 金	60,029
18 繰入金		2,359,868
	1 基金繰入金	2,359,868
19 繰越金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
20 諸収入		935,784
	1 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2 市預金利子	50
	3 貸付金元利収入	581,547
	4 受託事業収入	168,345
	5 助 成 金	30
	6 雑 入	181,812
21 市債		1,413,936
	1 市 債	1,413,936
歳 入 合 計		23,444,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		201,851
	1 議 会 費	201,851
2 総 務 費		2,567,000
	1 総 務 管 理 費	1,929,827
	2 徴 税 費	218,351
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	151,648
	4 選 挙 費	42,841
	5 統 計 調 査 費	8,276
	6 監 査 委 員 費	25,537
	7 交 通 対 策 費	190,520
3 民 生 費		6,664,779
	1 社 会 福 祉 費	2,566,025
	2 児 童 福 祉 費	3,947,958
	3 生 活 保 護 費	150,776
	4 災 害 救 助 費	20
4 衛 生 費		3,677,967
	1 保 健 衛 生 費	1,082,527
	2 環 境 対 策 費	1,017,922
	3 繰 出 金	1,577,518
5 労 働 費		41,339
	1 労 働 諸 費	41,339
6 農 林 水 産 業 費		921,156
	1 農 業 費	230,163
	2 林 業 費	104,009
	3 農 業 土 木 費	586,984
7 商 工 費		1,129,870
	1 商 工 費	1,129,870
8 土 木 費		2,280,548
	1 土 木 管 理 費	54,016
	2 道 路 橋 り ょ う 費	822,379

	3 河 川 費	13,520
	4 都 市 計 画 費	1,216,347
	5 住 宅 費	174,286
9 消 防 費		797,374
	1 消 防 費	797,374
10 教 育 費		2,392,815
	1 教 育 総 務 費	203,818
	2 小 学 校 費	496,557
	3 中 学 校 費	244,458
	4 幼 稚 園 費	128,887
	5 社 会 教 育 費	611,150
	6 保 健 体 育 費	707,945
11 災 害 復 旧 費		17,364
	1 農林水産業施設災害復旧費	7,000
	2 土 木 災 害 復 旧 費	10,364
12 公 債 費		2,701,936
	1 公 債 費	2,701,936
13 諸 支 出 金		1
	1 諸 支 出 金	1
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		23,444,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新庁舎整備事業基本構想・基本計画策 定支援業務委託	令和 6年度から 令和 7年度まで	30,000
標準化・クラウド化に係る戸籍情報シ ステム改修業務委託	令和 6年度から 令和 7年度まで	19,162
かんがい排水整備事業補助 (令和6年度)	令和 6年度から 令和19年度まで	2,100
消雪施設長寿命化修繕計画策定業務委 託	令和 6年度から 令和 7年度まで	17,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理事業費	29,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年か ら据置期間を 含め30年以内 に元利均等若 しくは元金均 等で償還する 。ただし、市 財政の都合に より繰上げ償 還し、償還期 限を短縮し、 又は低利債に 借り換えるこ とができるも のとする。 なお、借入先 の融通条件が あるときは、 これに従うこ とができる。
児童福祉事業費	5,100			
環境衛生事業費	200,900			
農業事業費	600			
林業事業費	7,000			
農業土木事業費	118,000			
商工事業費	28,200			
土木管理事業費	5,000			
道路橋りょう事業費	154,600			
都市計画事業費	190,000			
消防事業費	31,200			
社会教育事業費	49,100			
保健体育事業費	72,100			
臨時財政対策債	100,000			
借換債	422,636			
計	1,413,936			

議案第3号

令和6年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,554,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		682,671
	1 国民健康保険税	682,671
2 県支出金		2,587,868
	1 県負担金	2,580,967
	2 県補助金	6,900
	3 財政安定化基金支出金	1
3 財産収入		12
	1 財産運用収入	12
4 繰入金		276,877
	1 一般会計繰入金	208,599
	2 基金繰入金	68,278
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7,171
	1 延滞金、加算金及び過料	5,010
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	2,160
歳入	合計	3,554,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		34,376
	1 総務管理費	24,126
	2 徴税費	9,999
	3 運営協議会費	251
2 保険給付費		2,493,329
	1 療養諸費	2,191,381
	2 高額療養費	293,525
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	6,003
	5 葬祭諸費	2,400
	6 傷病手当金	10
3 国民健康保険事業費納付金		937,086
	1 医療給付費分	589,089
	2 後期高齢者支援金分	263,036
	3 介護納付金分	84,961
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		72,014
	1 特定健康診査等事業費	57,728
	2 保健事業費	14,286
6 基金積立金		12
	1 基金積立金	12
7 公債費		21
	1 公債費	20
	2 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		15,761
	1 償還金及び還付加算金	5,011
	2 繰出金	10,750
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		3,554,600

議案第4号

令和6年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ807,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		636,254
	1 後期高齢者医療保険料	636,254
2 繰入金		168,749
	1 一般会計繰入金	168,749
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		2,797
	1 延滞金、加算金及び過料	99
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	2,100
	4 受託事業収入	596
	5 雑入	1
歳入合計		807,900

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,524
	1 総務管理費	108
	2 徴収費	4,416
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		798,180
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	798,180
3 保健事業費		3,096
	1 後期高齢者健康診査事業費	3,096
4 諸支出金		2,100
	1 償還金及び還付加算金	2,100
歳出合計		807,900

議案第5号

令和6年度砺波市霊苑事業特別会計予算

令和6年度砺波市霊苑事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,213
	1 負担金	1,213
2 使用料及び手数料		1,140
	1 使用料	1,140
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		1,045
	1 基金繰入金	875
	2 一般会計繰入金	170
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		3,400

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,230
	1 墓地管理費	3,230
2 公債費		170
	1 公債費	170
歳出合計		3,400

議案第6号

令和6年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算

令和6年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ238,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、230,000千円と定める。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		8,000
	1 一般会計繰入金	8,000
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
3 市債		230,300
	1 市債	230,300
歳入合計		238,400

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		234,085
	1 事業費	234,085
2 公債費		4,315
	1 公債費	4,315
歳出合計		238,400

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	230,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年か ら据置期間を 含め30年以内 に元利均等、 元金均等又は 満期一括で償 還する。た だし、市財政 の都合により 繰上げ償還し 、償還期限 を短縮し、 又は低利債に 借り換えるこ とができるも のとする。 なお、借入先 の融通条件が あるときは、 これに従うこ とができる。
計	230,300			

議案第7号

令和6年度砺波市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度砺波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	17,400戸
(2) 年間総給水量	5,188,800m ³
(3) 年間受水量	4,434,700m ³
(4) 一日平均給水量	14,200m ³
(5) 主な建設改良事業費	542,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		1,094,500千円
第1項 営業収益		961,769千円
第2項 営業外収益		132,681千円
第3項 特別利益		50千円
支 出		
第1款 水道事業費用		1,070,900千円
第1項 営業費用		1,015,826千円
第2項 営業外費用		52,074千円
第3項 特別損失		2,000千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額604,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,000千円、減債積立金取り崩し額147,000千円、建設改良積立金取り崩し額200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金205,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		163,000千円
第1項 企業債		150,000千円
第2項 工事負担金		13,000千円
支 出		
第1款 資本的支出		767,000千円
第1項 設備改良費		619,368千円

第2項 企業債償還金

147,632千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業債	千円 150,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、企業財政その他の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 100,863千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、17,000千円と定める。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第8号

令和6年度砺波市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度砺波市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	1箇所
(2) 年間総給水量	730,000m ³
(3) 一日平均給水量	2,000m ³
(4) 主な建設改良事業費	16,720千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益			21,900千円
第1項 営業収益			21,841千円
第2項 営業外収益			59千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用			16,500千円
第1項 営業費用			12,457千円
第2項 営業外費用			3,943千円
第3項 予備費			100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,200千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,500千円、減債積立金取り崩し額10,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,700千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			16,700千円
第1項 企業債			16,700千円
	支	出	
第1款 資本的支出			29,900千円
第1項 設備改良費			16,758千円
第2項 企業債償還金			13,142千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水設備 整備事業債	千円 16,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間 を含め40年以内に半年賦若 しくは年賦又は元利均等若 しくは元金均等で償還する。 ただし、企業財政その他の都 合により繰上げ償還し、償還 期限を短縮し、又は低利債に 借り換えることができるも のとする。 なお、借入先の融通条件が あるときは、これに従うこ とができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第9号

令和6年度砺波市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度砺波市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	14,000戸
(2) 年間総排水量	3,776,000m ³
(3) 一日平均排水量	10,300m ³
(4) 主な建設改良事業費	636,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,532,100千円
第1項 営業収益		664,216千円
第2項 営業外収益		867,834千円
第3項 特別利益		50千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,530,400千円
第1項 営業費用		1,352,507千円
第2項 営業外費用		176,193千円
第3項 特別損失		700千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額652,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,000千円、減債積立金取り崩し額141,000千円及び過年度分損益勘定留保資金444,500千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,305,300千円
第1項 企業債		850,700千円
第2項 負担金及び分担金		46,000千円
第3項 国庫補助金		215,600千円
第4項 他会計出資金		193,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,957,800千円
第1項 建設改良費		834,583千円

第2項 企業債償還金

1, 123, 217千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 32,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、企業財政その他の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
特定環境保全公共下水道事業債	387,900			
流域下水道事業債	69,100			
資本費平準化債	250,000			
下水道事業借換債	111,100			
計	850,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 70, 605千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、711, 500千円である。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏野 修

議案第10号

令和6年度砺波市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度砺波市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	471床
(2) 年間患者数	322,140人
入院	120,450人
外来	201,690人
(3) 一日平均患者数	1,160人
入院	330人
外来	830人
(4) 主な建設改良事業	
有形固定資産購入費	564,734千円
附帯施設整備費	544,951千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	12,745,400千円	
第1項 医業収益	11,486,872千円	
第2項 医業外収益	1,258,428千円	
第3項 特別利益	100千円	
	支	出
第1款 病院事業費用	12,731,400千円	
第1項 医業費用	12,132,251千円	
第2項 医業外費用	598,149千円	
第3項 特別損失	0千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額931,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,001千円及び過年度分損益勘定留保資金927,999千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,086,000千円
第1項	企業債	1,029,975千円
第2項	出資金	18,000千円
第3項	固定資産売却代金	275千円
第4項	補助金	37,750千円

支 出

第1款	資本的支出	2,017,000千円
第1項	建設改良費	1,109,685千円
第2項	企業債償還金	907,315千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
図書購入	令和7年度	7,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器 整備事業債	千円 517,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、企業財政その他の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
総合情報 システム 整備事業債	3,075			
病院施設 修繕事業債	509,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	6, 538, 403千円
(2) 交際費	700千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営健全化に資するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、265, 219千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3, 313, 322千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(種類)	(名称)	(数量)
取得する資産		
器械備品	内視鏡手術支援ロボット	一式

令和6年2月29日 提出

砺波市長 夏野 修

議案第 1 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(砺波市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 砺波市監査委員に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(砺波市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 砺波市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(砺波市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 砺波市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(砺波市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 砺波市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年砺波市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(砺波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 5 条 砺波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年砺波市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

砺波市職員の給与に関する条例の一部改正について

砺波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の給与に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 行政職給料表の部 4 級の項中

「 係長及び主査の職務 」 を

「 副主幹の職務
係長及び主査の職務 」 に改め、

同表医療職給料表(2)の部 5 級の項中「主幹」の次に「、副主幹」を加え、同表医療職給料表(3)の部 4 級の項中

「 師長の職務
師長代理の職務
高度な知識と経験を要する主任の職務 」 を

「 師長の職務
師長代理の職務
主査の職務
高度な知識と経験を要する主任の職務 」 に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第13号

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年砺波市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表3病院に勤務する職員の手当の部に次のように加える。

看護補助者処遇改善手当	月額 6,000円	看護助手又は看護事務補助者
-------------	-----------	---------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年2月1日から適用する。
（支給方法に関する経過措置）
- 2 令和6年2月分の看護補助者処遇改善手当については、第6条ただし書の規定にかかわらず、翌月の給料支給日に支給するものとする。

議案第14号

砺波市公民館条例の一部改正について

砺波市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市公民館条例の一部を改正する条例

砺波市公民館条例（平成16年砺波市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表砺波市立青島公民館の項中「砺波市庄川町青島3607番地」を「砺波市庄川町青島3374番地2」に、同表砺波市立種田公民館の項中「砺波市庄川町五ヶ436番地1」を「砺波市庄川町五ヶ436番地2」に改める。

附 則

この条例中第2条第1項の表砺波市立青島公民館の項の改正規定は令和6年4月1日から、同表砺波市立種田公民館の項の改正規定は令和6年6月1日から施行する。

議案第15号

砺波市水道事業給水条例の一部改正について

砺波市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市水道事業給水条例の一部を改正する条例

砺波市水道事業給水条例（平成16年砺波市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第13条の4第4号ウ中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第36条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年砺波市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 17 号

砺波市立幼稚園条例の廃止について

砺波市立幼稚園条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市立幼稚園条例を廃止する条例

砺波市立幼稚園条例（平成 16 年砺波市条例第 66 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 2 砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。
別表 10 保育等業務に従事する職員の手当の項中「、幼稚園」を削る。
（砺波市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 3 砺波市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「幼稚園、」を削る。

議案第18号

工事請負契約の締結について

砺波市斎場火葬炉更新工事について、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 砺波市斎場火葬炉更新工事 |
| 2 契約の金額 | 金403,700,000円 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約の相手方 | 富山市奥田新町12番3号
株式会社宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹 |

議案第 19 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、下記の辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | |
|-----------------|------|
| 1 雄神辺地に係る総合整備計画 | 別紙 1 |
|-----------------|------|

総 合 整 備 計 画 書

富山県砺波市雄神辺地

(辺地の人口728人、面積6.1km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 砺波市庄川町庄、庄川町三谷 |
| (2) 地域の中心の位置 | 砺波市庄川町三谷266番地1 |
| (3) 辺地度数 | 118点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、一級河川「庄川」右岸の山際に位置しており、大部分が丘陵及び山間地で形成された地域である。

三谷地区の一部では、機械による除雪が困難な人家連担箇所が多いため、消雪設備による融雪を行っているが、設置から20年以上が経過し老朽化していることから、設備を更新し冬期間の安全確保を図ることが望まれている。庄地区においては、地区の除雪対策委員会設立に伴い、除雪ドーザによる地元ニーズにあったきめ細やかな除雪対応が求められている。

また、幹線道路である県道山田湯谷線と有機的に結ばれた生活基盤道路の安全対策が求められている。

さらに、地域防災への関心も高まっている中、消防設備の整備を行うことにより、安全・安心な生活環境を整備し、もって活力ある地域づくりを進めることが必要である。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設整備の基本方針

地域住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、生活基盤道路の消雪設備の更新、除雪機械の整備、法面改良工事、消防分団に配備されている老朽化した消防ポンプ車の更新及び消火栓の設置工事を行う。

(2) 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	砺波市	51,380		51,380	(51,100) 51,000
消防施設		(22,424) 22,918		(22,424) 22,918	(22,200) 22,700
除雪機械		(0) 15,000	(0) 10,000	(0) 5,000	(0) 5,000
合 計		(73,804) 89,298	(0) 10,000	(73,804) 79,298	(73,300) 78,700

上段：(変更前)

下段：変更後

議案第20号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月29日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

1 認定する路線

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地
石丸みどり台2号線	石丸	石丸	
となみ野ガーデンカントリー矢木線	矢木	矢木	
リンクステージ林線	中神	中神	
中神区画11号線	中神3丁目	林	

2 廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点	重要な経過地
中神区画11号線	中神3丁目	中神3丁目	